

議案第41号

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月17日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

571,000円
517,000円
481,000円

「

572,000円
518,000円
482,000円

」を

」に改める。

第7条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

別表中

「

955,000円
779,000円
682,000円
441,000円

「

956,000円
780,000円
683,000円
442,000円

」を「」に改める。

(新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和42年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中「657,000円」を「658,000円」に改める。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の新居浜市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の議員報酬等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第3条の規定による改正前の新居浜市特別職の職員の給与に関する条例又は第5条の規定による改正前の新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬等条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

人事院勧告に準じた特別職の国家公務員に係る給与改定を勘案し、議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、並びに新居浜市特別職報酬等審議会の答申に基づき議員報酬額並びに市長及び副市長の給料の額を改定するとともに、これらの改定に準じて監査委員及び教育長の給料の額を改定するため、本案を提出する。